

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百九十八号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和二年五月一日から適用する。

令和二年四月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 自己腫瘍・組織及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球移入療法</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① (略)</p> <p>② 血液専門医（一般社団法人日本血液学会が認定したものをいう。以下同じ。）、消化器病専門医（一般財団法人日本消化器病学会が認定したものをいう。）、呼吸器専門医（一般社団法人日本呼吸器学会が認定したものをいう。以下同じ。）、呼吸器外科専門医（特定非営利活動法人日本胸部外科学会又は特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会が認定したものをいう。）、又は消化器外科専門医（一般社団法人日本消化器外科学会が認定したものをいう。）であること。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>十〇二十一 (略)</p> <p>二十二 細胞診検体を用いた遺伝子検査</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状</p> <p>肺がん</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① 専ら呼吸器内科又は腫瘍内科に従事し、当該診療科に</p> | <p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 自己腫瘍・組織及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球移入療法</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① (略)</p> <p>② 血液専門医（一般社団法人日本血液学会が認定したものをいう。以下同じ。）、消化器病専門医（一般財団法人日本消化器病学会が認定したものをいう。）、呼吸器専門医（一般社団法人日本呼吸器学会が認定したものをいう。）、呼吸器外科専門医（特定非営利活動法人日本胸部外科学会又は特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会が認定したものをいう。）、又は消化器外科専門医（一般社団法人日本消化器外科学会が認定したものをいう。）であること。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>十〇二十一 (略)</p> <p>(新設)</p> |

② について五年以上の経験を有すること。

③ 呼吸器専門医であること。

④ 当該療養について五年以上の経験を有すること。

⑤ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として二十例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 呼吸器内科又は腫瘍内科を標榜^{まほう}していること。

② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されており、そのうち一名以上は呼吸器専門医であること。

③ 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。

④ 臨床検査技師が配置されていること。

⑤ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑥ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑦ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑧ 遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。

⑨ 当該療養について百例以上の症例を実施していること。